

2019 年度 会費優遇申請書

下線部を記入し、押印のうえ、在学証明書（2019年4月1日以降発行のもの）
とともに以下へお送りください。

認定後に、金額 6,000 円を記入した払込取扱票をお送りします。

〒113-0033 東京都文京区本郷 5-24-6 本郷大原ビル 7 階

日本教育心理学会 事務局

一般社団法人 日本教育心理学会 理事会 御中

2019 年度の会費の優遇を希望しますので、在学証明書を同封して申請いたします。

会員番号 _____ 氏名 _____ (印)

〒

住所 _____

所属 _____

E-mail _____

_____年__月__日

【参考】会費の優遇に関する規則（2016年12月11日制定）

- この規則は、定款細則第2条2に基づく会費の優遇について定めるものである。
- 以下に該当する者は、会費を年額 6,000 円とする。
 - 大学院学生
 - 大学院研究生
 - 学部研究生
 - その他、理事会が(1)～(3)と同等と認める者（科目等履修生は対象としない。）
- 会費の優遇を希望する者は、会費納入前に在学証明書を提出し、認定を受けることとする。
- 在学証明書による優遇の期間は、原則として発行日の属する年度内のみとする。

附則

- 本規則は 2017 年 4 月 1 日より施行する。